



国空航第11654号
平成29年3月30日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局
安全部運航安全課長



航空機の安全運航の確保について

本日、運輸安全委員会は、平成28年3月26日、個人所属ムーニー式M20C型機が八尾空港で墜落し、搭乗者4名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、同機が着陸の際、接地後にバウンドし復行を試みたが、異常な機首上げ姿勢での上昇となり、それが継続して速度が低下し、失速が間近に迫る状況でも回避できなかつたため、失速しすぐにスピノに入り墜落したものと推定されています。

また、同機の重量は最大重量を超過し、重心位置は最大重量に対応する後方限界よりも後方にあったことが、操縦性及び安定性等に影響し、接地後のバウンド、復行時の異常な機首上げ姿勢、低速飛行時の安定性の低下、失速及びスピノの発生に関与した可能性が考えられるとしています。

貴会においては、これまでも、離陸重量、着陸重量、重心位置及び重量分布を含む出発前の確認についての啓発等が行われてきたものと承知しておりますが、この機会に改めてその重要性、確実な実施等について周知を図る等、貴会傘下の会員の安全運航の確保に万全を期するよう願います。